

施設等利用費の給付の流れについて

施設等利用費（認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等）の支給方法及び請求方法については次のとおりとなります。

※利用前に、施設等利用給付認定を受けている必要があります。（市より認定通知書を送付します。）

●支給方法

施設等利用費の支給は償還払い（一旦施設へ利用料を支払ったのち、阿波市へ請求を行い、利用料の払い戻しを受ける方法）です。

支給時期は、年4回を予定しています。阿波市において請求内容を審査後、1～2ヵ月程度で保護者が指定する口座へ振り込みを行います。請求受付期間と支給時期については下の表をご覧ください。

利用月	請求受付締切日	支給時期（予定）
4～6月分	7月末日	8月下旬
7～9月分	10月末日	11月下旬
10～12月分	1月末日	2月下旬
1～3月分	4月末日	5月下旬

※施設等利用給付を受ける権利の消滅時効は2年とされていますので、期間内にご請求いただきますようお願いいたします。

●請求方法 ①～③の流れとなります。

① 施設等を利用した際は、利用施設に対し、利用料を支払ってください。また、利用施設に別添『特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書』（以下、『領収証兼支援提供証明書』とします。）を渡し、記入を依頼し、受け取ってください。（『領収証兼支援提供証明書』の「認定保護者」「認定児童」欄は利用者が記入してください。）

※『領収証兼支援提供証明書』は1月ごと、認定児童ごと、利用施設・事業ごとに作成してください。

※ファミリー・サポート・センター事業の利用料の払い戻しについては、『領収書兼支援提供証明書』に代わり、『援助活動の報告書』の写しを添付してください。

② 別添『施設等利用費請求書（償還払い用）』に必要事項をご記入・押印のうえ、『領収書兼支援提供証明書』、振込先口座が確認できる通帳の写しを添えて、阿波市子育て支援課へ提出してください。

※1通の『施設等利用費請求書』で最大3か月分の払い戻しの請求ができます。

③ 阿波市において、利用者から提出された請求書等を審査し、適正であると認められた利用料のうち、それぞれの利用月の上限額の範囲内で払い戻し金額を決定し、指定された口座に振り込みます。

●現況届について

年に1回現況届を提出していただき、保育の必要性の事由に関する状況確認をいたします。新2号・新3号認定の方には、就労証明書等の「保育を必要とする事由を証明する書類」の再提出をお願いする予定です。ご協力よろしくお願いいたします。